

仕様書

評価部
技術戦略研究センター

1. 件名

技術戦略視点での追跡評価に関する調査

2. 背景・目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、2014年度に技術戦略研究センター（以下「TSC」という。）を設立し、産業技術政策上の重要技術分野を対象として、国内外の技術・産業・政策動向を踏まえたうえで、解決すべき社会課題や実現すべき将来像を設定し、その解決や実現に向けた技術開発を含む実現手段や研究開発プロジェクト構想等をまとめた技術戦略を策定している。

また、2022年3月に、経済産業省の実施する研究開発プロジェクトの今後の在り方について「研究開発改革ワーキンググループ 最終取りまとめ」が公表され、イノベーションの創出を加速する観点から、研究開発プロジェクトの評価体系を価値起点にシフトしていくこと等が提言された。なお、研究開発プロジェクトがもたらす「価値」については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日）」において、「アウトカム（科学技術的価値、経済的価値、社会的価値など）」として議論がなされており、研究開発プログラムの終了後に、アウトカムの発現状況や波及効果等を検証し、次の政策・施策等に活かしていくことの重要性について言及されている。NEDO プロジェクトでは、プロジェクト終了後に実施する追跡調査・評価において、プロジェクト終了後の5年経過時点での実用化状況（短期的アウトカム）や、開発成果がコア技術として活用され、大きな経済的・社会的効果が確認された製品・プロセス等（中長期アウトカム）を調査・検証し、NEDO プロジェクトのマネジメント等へのフィードバックを実施してきている。

上記背景を踏まえた上で、本調査では、過去に実施されたNEDOプロジェクト等の関連事業にかかる情報収集・分析及び外部有識者のコメント取得等を通じて、技術戦略視点での追跡評価を行うことを目的とする。

3. 内容

上記の目的を達成するために下記の項目を実施する。なお、実施にあたっては、NEDOとの密接な連携の下で行うものとする。

(1) 対象事業の選定と関連情報の収集・分析

追跡評価を実施する対象としては、資源循環分野（リサイクル含む）、データ利活用関連分野から2事業を選定の上、NEDOから示す追跡評価の評価項目・評価基準に基づき評価を行う上で必要となる各種情報収集・分析を行う。

事業選定にあたっては、過去に実施した国での関連事業の有無並びに事前・中間・終了時評価結果及び追跡調査結果（以下、評価結果）の有無、実用化状況（短期的アウトカム）や研究開発成果が社

会に対してもたらした価値（中長期アウトカム）の把握状況を勘案の上、選定する。その際、NEDOが提供する追跡アンケート結果の分析を必要に応じて行う。

また、アウトカムの把握・分析にあたっては、政策・施策目的を踏まえた上で、対象となる分野を俯瞰的に捉えた分析（例えば、サプライチェーン・バリューチェーン・エコシステムの分析、関連する政策・施策等との関係性の分析等）を行うこと。その際、評価を実施する対象とした事業以外の事業についても分析のために必要に応じて調査すること。

（２）外部有識者のコメント取得等による評価の実施

（１）の情報収集・分析結果について、関連事業のNEDO 参画事業者や関係者へのインタビュー調査等を通じた検証及び外部有識者による評価コメントの取得を行う。外部有識者による評価コメントの取得にあたっては、NEDO から示す評価項目・評価基準、評価コメントシート、評価委員説明資料に基づき実施した上、評価コメントをまとめた要旨を作成して、外部有識者の了承を得た上で評価報告書としてまとめること。なお、外部有識者としては、対象技術分野やその事業化（ファイナンス面を含む）に知見・経験を有する専門家として終了時評価時の委員や対象分野を俯瞰的に把握されている専門家などから選定すること。また、（１）及び（２）については、概ね2023年12月までに実施すること。

（３）次年度以降の追跡評価等に向けた情報収集及び課題検証

次年度以降の追跡評価に向け、（１）及び（２）の結果を踏まえた上で、技術戦略策定プロセスへのフィードバックを念頭において課題を整理する。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2024年3月31日まで

5. 報告書

提出期限：2024年3月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

7. その他

（１）調査の進捗状況は、NEDO の求めに応じて随時報告する（2回/月程度）。また、NEDO の求めに応じて、NEDO が設置する研究評価委員会における報告資料の作成及び報告をするとともに、本委員会でのコメントを調査に反映させること。

（２）NEDO から提供するデータ（関連事業における事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡調

査結果等) 及び本調査で入手もしくは作成したデータについては、秘密の保持に留意し、報告書提出後、NEDO の指示に基づき、全て削除し、削除した旨を NEDO へ報告すること。

(3) 本仕様書に定めなき事項については、 NEDO と実施事業者が協議の上で決定する。